

島根更生保護

NO.169
 (平成23年4月1日発行)
 島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉
 保護司総数 494人
 保護観察事件 180件
 環境調整事件 190件
 (23.3.1現在)



自然の中で自由に泳ぐオオサンショウウオ
 (邑智地区 河野義則保護司提供)

島根更生保護会の 施設全面改築にあたって



更生保護法人 島根更生保護会
 理事長 福田 和夫

もう二度と過ちはしないと、自立更生を心に誓って、矯正施設を出て来て、いざ生活を始めようとしても、職場もない、居住する所もない、ましてや頼る所もない。

このような犯罪の前歴のある者に対しては社会の目は冷たい。

高齢化が進むにつれて、自然犯罪者も高齢化しております、職場探しは更に困難を増しております。協力事業主の活動も、昨今の経済事情では充分な活動もできません。

このような状況のもと、昨年1月にNPO法人島根県就労支援事業者機構が認証され、続いて4月には島根県地域生活定着支援センターが発足して、対象者の支援活動が始まりました。

全国の更生保護施設でも、これら高齢者と障がいを抱える対象者を、特別処遇するシステムを実施しつつありますが、当島根更生保護会では、全面改築を予定しており準備中ですが、急拠基本設計の見直しにかかり、高齢者用と障がい者用の居室を設けることにいたしました。

現在でも高齢者の収容は行っておりますが、竣工後は対応が出来やすくなり、そして特別処遇の万全を期したいと思っております。

収容者の自立更生を最優先に置いて、処遇をいかにするか研鑽を積むことはもちろんですが、これからは各種機関との情報交換等連携をより強く深め、協力態勢を築き、社会貢献の先行実施のため、その態勢造りも更生保護会の大きな務めだと思っております。

更生保護会は、敷地内の地下埋蔵文化財の試掘調査を始め、改築のための準備を進めております。明24年度内の着工、竣工の予定です。

一層のご指導、ご支援をお願いいたします。

着任のごあいさつ



松江保護観察所長 安田 健二

この春の人事異動で、河内所長の後任として九州地方更生保護委員会から転任してまいりました。島根県での勤務はもとより、中国管内での勤務も初めてですが、人情豊かで奥深い歴史と薫り高い伝統文化を併せ持つ島根県の風土に接しながら、御一緒に更生保護の仕事に携わることができますことを大変嬉しく思っております。

さて、御承知のとおり更生保護行政に課された使命は再犯防止とともに、刑務所出所者等の社会での受け皿の拡大及び地域における保護司活動の基盤整備など、キーワードは「地域社会への再統合」と「地域力の向上」です。しかし、無縁社会や低迷する経済雇用情勢など課題は山積しています。更生保護関係者は不斷の努力と創意を結集することによって課題を克服し、国民の負託にこたえていく責務があります。

様々な理由で隣いた人たちにとってやり直しのできる社会の有り様が、眞の意味での豊かで成熟した社会

と言えましょう。微力ではありますが、誠心誠意、職務に専念する所存ですので、よろしくお願い申し上げます。



企画調整課会計係長 池谷 泰裕

この春の異動により、中国地方更生保護委員会から松江保護観察所に転勤してまいりました会計係長の池谷泰裕と申します。

中国地方更生保護委員会に採用され3年が経過しましたが、松江保護観察所での勤務が、初めての保護観察所勤務となります。

また、島根県は初めての地でもあり、今から楽しみにしております。

会計係長として、一つ一つの職務を着実に遂行していく決意でありますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い致します。

退任のごあいさつ

前松江保護観察所長 河内 昭

このたび、松江保護観察所を最後に退職することになりました。

「神々の国、ロマン溢れる歴史の国しまね」で、県下の更生保護関係者の皆様と共に更生保護の一員として更生保護に携わり、公私ともに充実した有意義な日々を送ることができましたことは、生涯忘ることのできない思い出です。

これもひとえに皆様のご指導とご厚情の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

ところで、去る3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震は、未曾有の被害をもたらし、多くの尊い命が犠牲となるなど大自然の災害に、いかに無力であるかを

思い知らされました。そんな中、被災された方々が労りあい、支え合い、悲しみを乗り越えていく姿は「ともに分かち合い、ともに生きる。」という更生保護の理念に相通ずるものであり、また、自分のかけがえのない命の大切さやまわりの人に支えられ、助けられている存在であることを改めて考えさせられました。

今、更生保護は、国民に信頼される更生保護制度を実現するため、様々な施策を講じるなどし、再犯防止、改善更生に努めているところであります。県下の保護司の皆様を始めとする更生保護関係者の皆様の更なる飛躍と発展を衷心よりお祈り申し上げ、思い出が詰まった宝物「神々の国、しまね」に感謝し、お別れ致します。ありがとうございました。

転任のごあいさつ

前保護観察官 井田 高志

今春の人事異動で広島保護観察所へ転任することになりました。

平成7年に松江保護観察所で採用されて以来、16年間同一官署で勤務させていただきました。この間、保護司の先生方をはじめ、更生保護関係者の皆様方から

の御指導を賜り、職務を全うすることができました。

新任地においては、松江で培った多くの経験を活かし、精一杯職務に励みたいと思っております。

今後も、島根の更生保護が益々発展することを祈念し、転任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〈平成23年度業務運営重点目標〉(案)

松江保護観察所

1 再犯防止に向けた取組の強化と社会復帰のための受入れ基盤の整備

(1) 生活環境の調整の充実強化

【具体的取組】

ア 刑務所入所者等が申し出た当時の帰住予定地の調査・調整にとどまらず、新たな協力者や他の望ましい帰住地等についての検討を行い、確実な定住先の確保に努めるほか、就労先についても矯正施設入所中に確保できるよう、生活環境の調整の充実を図る。

イ 保護観察官の積極的関与、施設面接等の推進、関係機関との緊密な連携に努め、問題点の解消及び実効ある生活環境の調整を図る。

ウ 高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所入所者等が、出所後に必要な福祉的支援が得られるよう、島根県地域生活定着支援センター、矯正施設、地方公共団体、島根更生保護会、福祉等の関係団体との緊密な連携に努め、特別調整の充実を図る。

(2) 再犯防止に実効性のある保護観察の実施

【具体的取組】

ア 更生保護法に基づく保護観察の適正かつ適切な運用を図る。特に各種の処遇施策（段階別処遇、各種プログラム処遇等）を着実に実施する。

イ 特段の配慮を要する対象者に対しては、保護観察官の直接的関与（直接処遇を含む。）を強化するとともに、保護司の処遇活動が円滑に進められるよう、情報提供、助言及び支援を確実に行う。

ウ 刑務所出所者等に対する就労支援策の活用を積極的に推進する。

エ 保護司研修の充実を図り、保護司の処遇能力の向上を図る。

(3) 島根更生保護会における処遇困難者を含めた受入れの積極化及び平成24年度施設全面改築に向けての基盤整備等

【具体的取組】

ア 年間平均収容率が前年を上回るよう積極的な受入れを図る。また、高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等についても積極的な受入れに努める。

イ 職員に対する研修を実施するとともに、就労、福祉機関等との協議会等を行い処遇体制の強化に努める。

ウ 全面改築が予定されている島根更生保護会に対し、改築に当たっての準備、資金造成活動等について適切な指導・援助を行い着実な促進を図る。

(4) 緊急的住居（自立準備ホーム）確保・自立支援対策の推進

【具体的取組】

刑務所出所者等の生活基盤確保のための新施策であり、受託事業者の確保・開拓に努め、本施策の円滑な推進を図る。

(5) 就労支援の一層の推進

【具体的取組】

ア 島根県協力事業主会及び公共職業安定所等の関係機関との協議会を開催するなどして、就労先の確保に努める。

イ N P O 法人島根県就労支援事業者機構の役職員等と緊密な連携を図り、目的に沿った事業が展開できるよう積極的に支援する。

(6) 薬物事犯者に関する関係機関等の連携の充実

【具体的取組】

薬物事犯者引受け会を開催するほか、地域の医療・保健・福祉機関等との連携による支援体制の構築に向けての取り組みの強化を図る。

(7) 社会貢献活動の活動場所の開拓

【具体的取組】

社会貢献活動の円滑な導入のため、関係機関・団体等に対する説明を行い、本活動の理解と協力を求め、活動場所の開拓に努める。

2 保護司活動への積極的支援と基盤整備

(1) 保護司が行う保護観察等の処遇活動を更に積極的に支援する。

【具体的取組】

保護観察会議や毎日実施している朝会議の機会を利用し、主任官以外の保護観察官も対象者の情報を共有し、担当保護司等からの相談や照会に適切に対応できるように努める。

(2) 保護司会活動への支援を強化する。

【具体的取組】

ア 更生保護サポートセンターの円滑な立ち上げと所期の目的の達成に向け積極的な運営となるように、運営委員会の設置、企画調整保護司の選定並びに適正な配置、地区保護司への周知と積極的活用を促すための研修等の実施、先駆的な取組等について情報を収集し積極的に提案する等支援する。また、運営委員会と地区主任官等が連携し、活動実績の把握・向上に努める。

イ 地区保護司会と連携して地域処遇会議の積極的な実施並びに同会議を活用して、更なる地域ネットワークの構築を働きかける。

ウ 保護司候補者検討協議会未設置の 3 地区保護司会（大田、邑智、隱岐）に設置を働きかける。

3 医療観察制度における地域処遇の充実と体制整備

【具体的取組】

ア 関係機関・団体等との連携を一層強化する。また、地域処遇に新たに障害福祉サービス事業者等の参画を得るなど、地域における支援体制を強化する。

イ 医療観察事件の増加を踏まえ、対象者の状態に応じた処遇や緊急時の対応を的確に行えるよう、府内における業務支援体制、観察官会議・朝会議での情報共有及び緊急連絡用携帯電話番号についての関係機関への周知徹底を図る。

4 第61回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～への積極的な展開

【具体的取組】

同運動の趣旨が住民に深く浸透し、より一層の理解と協力が得られるようにするため広報活動の充実を図る。特にマスメディアに対して活動の情報提供を積極的に行う。

5 更生保護ボランティアに対する支援強化

【具体的取組】

結成50周年の記念行事や中国地方更生保護女性会員研修等が予定されている島根県更生保護女性連盟、また、中国地方 B B S 大会が予定されている島根県 B B S 連盟に対し、これらの行事が円滑に実施できるよう支援・協力していくとともに、その活動の促進及び連携協力の強化を図る。

6 犯罪被害者等施策の適切な実施

【具体的取組】

関係機関・団体等との連携を深め、協力体制の維持、強化に努めるとともに、被害者担当官と処遇部門との相互連携の強化等府内における執務体制の充実・強化を図る。

平成23年度保護司研修計画表

松江保護観察所

保護司の研修については、『保護司研修要綱』に種類が定められています。

(1) 新任保護司研修（前期・後期）

保護司の使命、役割、身分その他保護司として必要な基礎的知識及び心構えの習得を図る。

(2) 処遇基礎力強化研修（第一次研修）

保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の実務の具体的履修、保護司会活動についての理解促進を図る。

(3) 指導力強化研修（第二次研修）

保護観察等の処遇を行う上で必要な知識及び技術の伸長並びに保護司会活動を行う上での必要な知識及び技術の習得を図り、処遇や保護司会活動等において、中核的な役割を担うための指導力を身につける。

(4) 地域別定例研修

実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、または各地域において当面する問題の解決に資する。

(5) 特別研修

処遇上特別な配慮を必要とする者の扱い等に関する専門的知識及び技術の習得を図り、又は上記研修の効果を補強する。

平成23年度に保護観察所で開催される保護司研修の日程（予定）は次のとおりです。

(1) 新任保護司研修(前期)	平成23年6月2日(木)
〃	平成23年12月1日(木)
(2) 新任保護司研修(後期)	平成23年11月2日(水)
(3) 処遇基礎力強化研修(第一次研修)	平成23年9月8日(木)
(4) 指導力強化研修(第二次研修)	平成23年10月6日(木)
(5) 特別研修	平成24年2月頃

平成23年度地域別定例研修テーマは次のとおりです
第1回 処遇に役立つ諸制度、相談機関の活用について
第2回 経過報告書の書き方について
第3回 遵守事項と良好及び不良措置について
第4回 生活環境の調整について
第5回 自主テーマ
第6回 自主テーマ

平成23年度地区担当官及び定期駐在実施計画表

松江保護観察所

地 区	地区担当官	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	定期駐在場所
松 江	上谷 淳子													
安 来	上谷 淳子			16			9				19			十神地区学習等供用施設
雲 南	上谷 淳子		12					13						三刀屋町福祉センター
出 雲	三原 鉄志	26				27			20					出雲サポートセンター
				12										平田コミュニティーセンター
								15						斐川町中央公民館
大 田	三原 鉄志										17			大田市民センター
邑 智	石倉 剛													悠邑ふるさと会館
浜 田	桑木泰一郎	22			15			25				16		浜田公民館
益 田	桑木泰一郎													益田市総合福祉センター
隱 岐	三原 鉄志													隱岐島文化会館
島根更生 保 護 会	桑木泰一郎													島根更生保護会

(注) 1 実施日及び場所は、都合により変更する場合があります。

2 浜田地区、益田地区は、計画以外に臨時に実施する場合があります。

平成23年度事業計画

島根県保護司会連合会

基本方針

本連合会の事業目的達成のため、松江保護観察所はじめ関係機関・団体との連携のもとに、以下の事業を積極的に推進し、保護司活動の充実を目指すことにより更生保護事業の進展に寄与する。

1 保護司研修等の実施

- (1) 保護観察所と共に各種研修、協議会を実施し、保護司としての職務遂行に必要な知識の修得などの資質の向上を図る。
- (2) 保護観察所の行う地域別定例研修の資料作成を支援する。

2 犯罪予防活動の推進及び更生保護思想の普及

- (1) 地方公共団体の行政に積極的に協力し、教育委員会、学校等教育機関との連携を密にすることにより、地域社会の非行・犯罪予防活動を積極的に推進する。
- (2) 第61回「社会を明るくする運動」島根県推進委員会の中核として、効果的な運動を展開する。
- (3) 更生保護思想の普及のため積極的に啓発活動を推進し、地域社会の浄化に努める。
- (4) 機関紙「島根更生保護」を年4回発行し、保護司及び関係機関・団体に配布して更生保護事業の浸透を図る。

3 関係機関・団体等との連携強化

- (1) 更生保護法人島根保護観察協会との連携を

密にし、更生保護事業の進展を図る。

- (2) 更生保護法人島根更生保護会と相互に連携し、必要な支援に努める。
- (3) 島根県更生保護女性連盟と相互に連携して、地域の健全化に努める。
- (4) 島根県におけるBBS活動の充実に協力し、その組織強化を支援する。
- (5) 島根県協力事業主会と相互に連携し、保護観察対象者の就労支援を図るとともに、協力事業主の開拓を支援する。
- (6) 更生保護関係団体との有機的な連携を図るために連絡協議会等を開催するほか、県下の関係機関・団体との連絡協調を図る。

4 顕彰式典の開催

関係機関・団体と共に平成23年度「島根県更生保護事業関係者顕彰式典」を開催し、功労者の顕彰を行うことにより更生保護事業の充実・発展を期する。

5 慶弔の実施

慶弔規程に基づき、保護司等の慶弔を行う。

6 退任功労保護司の待遇

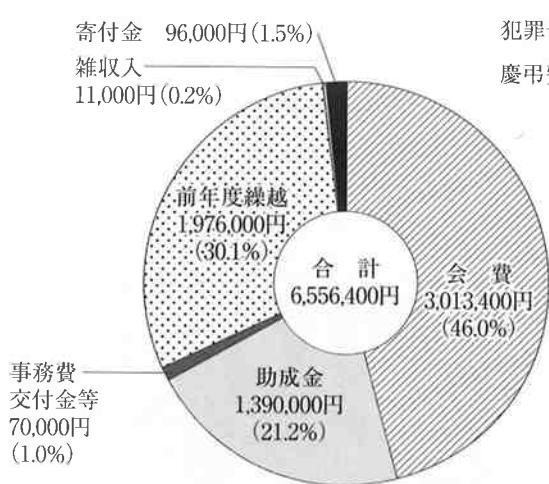
島根県功労保護司待遇規定に基づき、退任された功労保護司に対して必要な待遇を行う。

7 その他

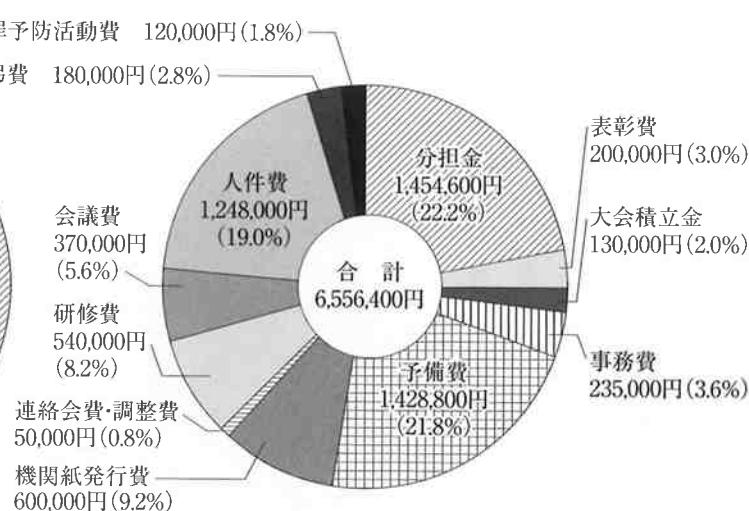
本連合会の目的達成のため、必要に応じて、他の事業を実施する。

平成23年度收支予算

収入



支出



島根県薬物乱用防止指導員研修会に 参加しての所感

当該研修会において、島根県警の組織犯罪特別捜査係長の吾郷さんから、県内の薬物乱用の概況について、その実態と防止啓発対策等について報告があり、その後特別講演として、島根あさひ社会復帰促進センターの、山本首席矯正処遇官、および、SSJ株式会社（センター運営会社）の山本、長谷川両氏から、当該センターでの「矯正施設における薬物乱用防止対策」について、その取組内容の状況と問題点の紹介がありました。

その中で、「初犯の、自己使用による薬物事犯者は保護観察の付かない、執行猶予判決を受けるのが一般的だ」との説明を聞き、大変驚きました。

私は今まで、何回かこの指導員研修会に参加をし、又、過去において、覚せい剤事犯者の担当を経験し

視点

焦点

ており、薬物乱用の弊害等については、強い習慣性による極めて高い再犯性が指摘されていると理解をしていましたので「再犯率の極めて高い事犯なのに、なぜ保護観察が付かない執行猶予なのか？」と伺ったところ「裁判所の判断だから」との答えでした。

薬物乱用と性犯罪、万引き等は、再犯性が極めて高い事故だと承知しています。

私たち保護司は、対象者が再犯をしないように、更生の為のサポートに尽力しているのに、何故、初期（初犯）の段階で治療（保護観察等）を施さないのか？極めて疑問であります。

非行や犯罪は、病気と一緒に、早期発見、早期治療が重要だと思っていますので、裁判所の見解を聞いてみたいものです。

（隠岐地区保護司会　是津輝和）

昨年度は交流会を開催しました

大田地区保護司会　木村昌晴

大田地区保護司会は定数31名が総務・研修・犯罪予防・協力組織の各部会に所属して日常の活動を行っています。少人数ですので意志の疎通もしやすく小回りもききますが、単独では大きな運動を組織しにくいという弱点もあります。

日々は保護司が居住する小学校区を単位とする地域や職業を通じた人間関係の繋がりの中で、更生保護の意義を伝え、或いは防犯活動へ参加するなど、年間を通して『社会を明るくする運動』に関わっています。

これまで2年に1回、1泊2日の日程で更生保護関係の機関や施設を訪問し研修をして来ましたが、昨年度は隠岐地区保護司会からのご提案を受けて、9月に訪問して経験交流会と懇親会を、続いて10月には松江地区保護司会の発案で来訪を受け、活動についての経験交流と意見交換の後、食事会を開催することができ、保護司候補者選考・推薦の方法や組織形態、社会を明るくする運動の取組方など、今後活動を進めるに当たって大変参考になるご意見を両保護司会から承ることができました。

これからもこのような交流の機会が重なることを願っています。



地区だより

母ともなつて いつくしまなむ

更生保護女性会大社地区　澄田千歳

大社地区更生保護女性会は、昭和38年町内5支部からなる45名の会員によって設立され、現在は会員数114名となり、更生保護の理念に基づき、且つ地域のニーズにも応えながら活動を続けております。特にここ数年来、未来を担う子供たちの健やかな成長を願い、子育て支援活動に力を注いでおります。

「傷つきし　心の子等を　抱きよする

母ともなつて　いつくしまなむ」

この香淳皇后の御歌を心の支えに、一歩一歩を進めて行きたいと念じております。

具体的な活動としては、年間行事として総会、研修会、募金活動、図書券の贈呈、施設訪問、機関誌「あゆみ」年2回の発行等。更に支部活動として、各支部内の小学校、幼保育園のニーズに応えて、会員手作りの布の玩具、おむつ、足拭マット、玉入れの玉、エプロン等を作製し贈っております。また、本の読み聞かせ、紙芝居、家庭科学習の援助、地区のイベントへの協力、登下校時の見守り等、種々活動をしております。

今後も、関係諸団等との連携を密にし、御指導を得ながら、地域に溶け込んだ実のある活動を続けていきたいものと思っております。



『地域処遇会議』って何?

松江保護観察所企画調整課

本年度から新たに「保護司会活動分担費」の支給対象として「地域処遇会議」が設けられました。「地域処遇会議」の具体的な内容や支給対象等は図のとおりですが、複数の保護司が集まり、処遇や地域活動に関して情報交換・共有するために行う協議や検討などであり、これまで保護司会活動分担費の支給対象としていなかった中規模又は小規模な保護司間による処遇協議等の集まり、定期又は随時の勉強会等の集まりのほか、従来から支給してきた自主研修を含むこととなりました。

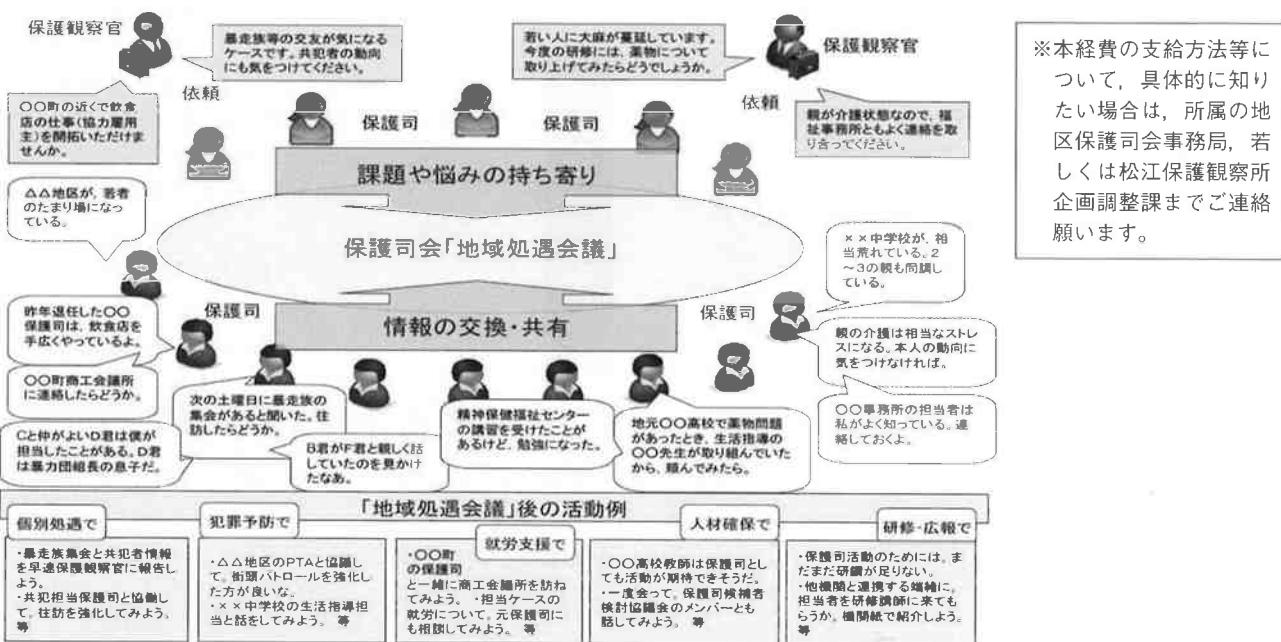
ところで、近年、高齢者・無職者・薬物依存者等の

処遇困難な保護観察対象者が増加しており、保護司個人の力で保護観察の実効性を確保することが困難となってきております。

従来の保護司個人の人脈に基づいた関係機関との連携を補うため、保護司会「組織」として組織的に保護司を支援する体制を構築し、保護司個人の処遇を支えていくことが求められています。

各地区保護司会におかれましても新たに設けられた「地域処遇会議」を積極的に実践していただきますようお願い申し上げます。

「保護司会活動分担費」の支給対象としての「地域処遇会議」のイメージについて



地域処遇会議の具体的な内容

- 同会議の具体的な活動としては、次のようなものが挙げられます。
- 担当ケースについての保護司相互の協議、情報交換
- 外部講師を招いたケースカンファレンス
- 事例研究やロールプレイによる研鑽
- 地域の有識者、実務家による講義
- 社会資源開拓や犯罪予防活動の効果的な進め方等に関する検討、協議
- 保護区内外の関係機関や社会資源の見学及び意見交換
- 保護司から依頼のあった場合の社会資源の調整に関する検討、協議

地域処遇会議の支給対象範囲

会議体の要件は、①保護司会が計画したものであること、②複数人の保護司等による集まりであること、③会議等の内容が処遇や地域活動に関するものであることであり、保護司間の処遇に関する打合せ会、随時及び定期の勉強会、地域活動の実施方法についての連絡会、保護司会が計画する研修会等を実施した場合は本経費により支弁することができます。

なお、保護司会が企画した研修会において、保護司間の協議や意見交換等のほか、保護区内外の関係機関や社会資源の見学を含んで差し支えありません。ただし、研修会の内容や実施時間等が、社会通念上、非常勤の国家公務員である保護司の公的な活動としてふさわしいと認められる場合に限ることとなっております。

協会の動き

平成22年度第2回島根保護観察協会役員会（理事会・評議員会）が3月23日、松江東急インで開催され、次の議題を審議し、議決されました。

- 1 平成22年度予算執行状況について
- 2 平成23年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- 3 その他

●平成23年度主要行事予定

5月25日(水)	第1回地区保護司会代表者協議会／県保連理事会／観察協会役員会
6月2日(木)	新任保護司委嘱状伝達・研修会
9月8日(木)	保護司処遇基礎力強化研修 (旧第一次研修)
10月6日(木)	保護司処遇指導力強化研修 (旧第二次研修)
11月2日(水)	新任保護司研修（後期）
11月18日(金)	島根県更生保護関係者顕彰式典
12月1日(水)	新任保護司委嘱状伝達・研修会
3月23日(金)	第2回地区保護司代表者協議会／県保連理事会／観察協会役員会

平成23年度松江保護観察所職員一覧表

(平成23年4月1日付)

所長	安田 健二
【企画調整課】	
課長	古川 正昭
主任保護観察官	石倉 剛
会計係長	池谷 泰裕
法務事務官	松尾 大基
事務補佐員	安藤 裕子
被害者担当保護司	高木 茂
被害者担当保護司	別所 みさ子
【処遇部門】	
統括保護観察官	吉岡 日出夫
主任保護観察官	上谷 淳子
保護観察官	桑木 泰一郎
保護観察官	三原 鉄志
保護事務官	天野 まい
生活環境調整補助職員	行弘 仁美
事務補佐員	藤山 扶二子
【社会復帰調整官室】	
室長	吉岡 日出夫
社会復帰調整官	深貝 登志子
社会復帰調整員	由 美

県保連だより

平成22年度第2回島根県保護司会連合会理事会が3月23日、松江東急インで開催され、次の議題を審議し、承認されました。

- 1 平成22年度予算の執行状況について
- 2 平成23年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- 3 その他
監事として楫野光範保護司を選任した。

ご支援ありがとうございました

(島根保護観察協会)

敬称略

福田和夫 30,000円

敬
弔

下記の方が逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。

元保護司 寺戸秀夫
(益田)平成22年12月25日死亡

元保護司 石橋厚
(松江)平成23年2月3日死亡

元保護司 吉田宗奕
(浜田)平成23年3月22日死亡

平成23年度春の人事異動について

【退職者】(平成23年3月31日付け)

所長 河内 昭

【転出者】(平成23年4月1日付け)

広島保護観察所会計係長 井田 高志
(保護観察官)

【転入者】(平成23年4月1日付け)

所長 安田 健二
(九州地方更生保護委員会総務課長)

企画調整課会計係長 池谷 泰裕
(中国地方更生保護委員会法務事務官)

(表紙写真説明) オオサンショウウオ

邑南町瑞穂地区では、写真のように自然の中で自由に泳いでいるオオサンショウウオの姿をよく見かけます。日本でも中国山地を中心に限られた場所にしかいない貴重な動物で、国の特別天然記念物に指定されています。